

3 大阪の鬼瓦

新尺 雅弘

A はじめに

大阪府では計 27 遺跡から鬼瓦が出土しており、旧国単位で内訳をみると摂津が 10 遺跡、河内が 12 遺跡、和泉が 5 遺跡となる。その文様は、重圈文、獣身文、鬼面文¹、飛雲文、蓮華文の 5 つに大別できる。鬼面文はさらに細分でき、平城宮Ⅳ式と南都七大寺式²、金寺山廃寺式、ひとつの寺院にしか認められない 1 寺院 1 型式の在地系の文様によって構成される。以下、本稿ではこれらを対象とし、摂津、河内、和泉の旧国単位で、文様ごとに分布、年代、技法、共伴する軒瓦について分かる範囲で述べていく。その後、府下における鬼瓦の変遷を通時的に概観し、最後にそれらから導き出せたその特質について述べることにする。

B 摂津における鬼瓦

旧摂津地域では、難波宮、森の宮遺跡、細工谷遺跡、金寺山廃寺、四天王寺、芥川廃寺、梶原瓦窯、喜連東遺跡、大坂城、太田廃寺の 10 遺跡から、重圈文、鬼面文（南都七大寺式、金寺山廃寺式、在地系）および飛雲文や蓮華文の鬼瓦が出土している。

i 重圈文鬼瓦

重圈文鬼瓦は、大阪府下の摂津地域では難波宮と森の宮遺跡で出土している（第 1 図）。その文様は、比率が遞減する 3 重の弧線と、最も内側の弧線の頂部と抉り部を結ぶように連なる 3 本の縦帶によって表現される。これは、縦帶の存在から厳密には重圈文と呼べないものの、重圈文軒丸瓦・軒平瓦に対応させるために創出されたデザインであるため（山本 1998）、通例的に重圈文鬼瓦と呼称される。複数種ある重圈文鬼瓦の文様構成は基本的にすべて同じであるが、難波宮では法量によって 4 型式に分類され、（大阪市 1995）、新型式も 2 種確認されている（八木 2010）。これらは規格によって大型品と小型品に細分され、6920・6921 型式のように大きいものは大極殿などの大型建物、6922・6923 型式のように小さいものは回廊などの小規模建物で用いられたと考えられ（藤田 2007）、出土状況もそれを傍証している（第 2 図）。

製作年代は後期難波宮造営の 8 世紀第 2 四半期と考えられ、森の宮遺跡の資料も後期難波宮のために製作されたものの一部が出土したと考えてよいため、同時期として大過ない。

ただし、森の宮遺跡では官衙的な建物が検出しておらず、瓦はすべて整地土層からの出土であり、焼けひずんだ平瓦が出土していることを勘案すると、瓦窯からの廃棄品という可能性も否定できない（森の宮遺跡調査団 1972）。

難波宮における重圏文鬼瓦は、その製作にあたって抉り部に焼成前の切り取りや打ち欠きが認められる。この「短縮」は構造の異なる複数の建物に対してひとつの範で対応しようとした結果であり、こうした鬼瓦製作の手法は奈良の都城でみられる技法（岩戸 2001a）に系譜づけられると考えてよいだろう。一方で、文様以外の部分を切り残す「延長」は認められない。これは「延長」が平城Ⅱ期（721～745）に創出されたやや新しい技術であることと関係するのかもしれない。また、取り付け構造には、方形の釘穴を2か所設けるものと、取り付け構造のないものに分けられる。前者は「釘留め式」で、後者は「貼りつけ式」で固定していたと考えられる。

また、難波宮においてセット関係にある重圏文軒瓦が大阪府下の遺跡で広範に出土する一方で、鬼瓦がほとんど展開しないことは注目に値する。分布の中心である難波宮以外だと、その近傍の森の宮遺跡でしか出土しないが、これは前述のように後期難波宮造営のために製作されたもの的一部が出土したと考えられる。兵庫県下における旧摂津地域の芦屋廃寺では出土しているものの（村川 1970）、大阪府下の寺院遺跡で重圏文軒瓦と鬼瓦が共伴しないという事実は、重圏文軒瓦の生産・流通と鬼瓦との関係性が希薄であったことを示している。

ii 鬼面文鬼瓦

摂津で出土する鬼面文鬼瓦は、金寺山廃寺式、南都七大寺式と在地系の3つに大別できる。在地系のものは基本的に1遺跡のみに限定され、複数遺跡から出土することはないため、遺跡ごとに立項して述べていく。

①金寺山廃寺式

金寺山廃寺式は、鬼面が全面に表現され下顎を持たないという点では七大寺式などと共に通するが、鼻や頬部などの各種表現が特殊な独自型式である（第3図）。摂津では金寺山廃寺（豊中市 2004）と四天王寺（天沼 1936、大谷女子大 1988）で出土し、河内の由義寺とも同範関係をもつ。樋口薫による範傷の分析によって、金寺山廃寺→由義寺→四天王寺という順序で供給されたことが明らかにされているため（八尾市 2018）、初源となる金寺山廃寺を標識例として、本稿では「金寺山廃寺式」と呼称する³。また、叙述の関係から河内・由義寺の金寺山廃寺式鬼瓦についてもここでまとめて論じることにする。

上述の3カ寺では、鬼瓦だけでなく軒瓦の同範関係も確認できる（第4図）。これらも樋口によって範傷の検討がなされており、鬼瓦と同じ製作順序が復元されている。ただし、この川原寺式軒丸瓦と便化の著しい均整唐草文軒平瓦のセット関係（仮にAセットとする）は、範型が製作されたときの組み合わせでないことに留意が必要である。というのも、

これらが最初に使用された金寺山廃寺では、A セットの軒平瓦は同様に便化が顕著な素弁12葉蓮華文軒丸瓦とセットであったと考えられており（豊中市 2004）、それは同文のセットが芦屋廃寺から出土していることによって傍証される（村川 1970）。一方で、A セットの軒丸瓦は川原寺式であるため、瓦範製作時は重弧文とセットだった可能性が高い。以下、金寺山廃寺における本来のセット関係、すなわち川原寺式複弁蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦をB セット、便化蓮華文と唐草文の軒瓦をC セットと呼称する（第5図）。

B セットとC セットは瓦範の出現年代にも懸隔が認められる。B セットは軒丸瓦の外縁が素文であることを重視するとおそらく飛鳥寺X IV型式に系譜づけられ、飛鳥寺X IV型式は飛鳥寺官寺化の680年が製作の上限となるため（上原 1997）、7世紀第4四半期頃の所産と考えられる。一方、C セットは8世紀後半に位置付けられるため（網 1997）、B・C セットの瓦範が創出された年代差は半世紀以上の開きが認められることになる。

以上から、由義寺と四天王寺では文様的にも創出年代的にも紛雜とした瓦範のセットを用いて瓦を製作したことになる。したがって、由義寺の営繕がおこなわれた際、金寺山廃寺に瓦範調達が依頼され、その倉か工房に保管されて使用可能だった範を無作為に選び出し、元来のセット関係とは関係なく由義寺の造営官司に委譲⁴したのだろう。その際、鬼瓦の瓦範も同時に譲渡されたと考えられるので、軒瓦と同様に元のセット関係を無視して範が委譲されたと考えられる。そのため、鬼瓦の範が製作された年代を軒瓦などから類推していくことはできない。また、軒瓦 A セットは由義寺において、軒丸瓦9.3%、軒平瓦8.2%と客体的であり、主体となる軒瓦とは胎土が異なる。そのため、由義寺塔の創建瓦ではなく、補修瓦という可能性も否定できず、由義寺の創建年代を鬼瓦の年代に定点とすることも慎重になる必要がある。そこで金寺山廃寺のものは奈良時代、由義寺と四天王寺の鬼瓦は、奈良後半から平安時代と、幅を持たせた年代観を与えておく⁵。

範型の構造は、外縁の平坦面よりも粘土のはみ出している事例が由義寺に認められるためB型範だったと考えられ、取り付け構造は認められないので、「牽引式」か「貼りつけ式」で取り付けられていたと推察される。また、前述の「延長」が認められる資料もあり（元興寺 2019）、文様とは対照的に都城的な技術との関連性も示唆される。

②南都七大寺式

昭和9年の発掘調査で四天王寺から出土した鬼面文鬼瓦は、稚拙化しているものの団栗眼や獅子鼻、大きく開いた口の下顎下端・下歯を欠く表現を有していることと、外形がアーチ形で外縁に珠文帯が存在することから南都七大寺式と認定できる（第6図）。I～III式に通有の額の線鋸歯文や顎鬚、耳の表現が存在しないためI～III式には該当せず、IV式かV式のものがかなり稚拙化したものと考えられる。金堂南方から出土したもので奈良時代後半に位置付けられている（天沼 1936）。

③在地系

細工谷遺跡 細工谷遺跡は百濟尼寺に比定される寺院跡である。ここでは2種類の鬼瓦小

片が5点ほど出土している。I B類は1点のみでかつ外縁しか残存しないため検討しようもないが、もう片方のI A類は残存部分を突き合わせて反転復元することで文様のおおよそが窺える（大阪市1999、第7図）。この復元案を参照すると、口が下顎まで表現されており、奈良時代の日本で普遍的だった様式と異なることが注目される。また口唇を「くの字」につくる表現は統一新羅の鬼瓦に一般的であるため、細工谷遺跡の鬼瓦は日本ではなく、統一新羅の鬼瓦に系譜づけられる可能性がある。ただし、細工谷遺跡の軒瓦に新羅系のものは見出せないため、この鬼瓦を安易に統一新羅に結び付けることはできず、その製作された文脈は慎重に考究しなければならない。その年代は、寺院が大規模に整備され、道具瓦も多数製作されたⅡ期（7世紀末～8世紀初頭）に位置付けられる可能性が高い。

芥川廃寺 芥川廃寺では、右目と鼻の部分に該当する小片が2個体採集されている（第8図、嶋谷1974）。切れ長の目や、眉毛の上に毛流れと同じ方向で刻線の入る点が特徴的で、こうした単位文様の類例は都城に見出しがたく、南都七大寺には系譜づけられない。小片であるため年代は決しがたいが、鬼面文の一般化が奈良時代以降であることと、范施文であることを勘案し、幅を取って奈良～平安としておく。

梶原瓦窯 梶原瓦窯からは1種類の鬼瓦が5個体分以上出土している（名神高速1998）。文様は、下顎を除く顔の全面が表現されており、半分しか開かない眠たげな目や太い口唇の表現が特徴的である（第9図－上）。范施文ではあるが、複数個体の細部に違いが認められるので、施文後に彫刻で微調整していたと分かる。

梶原瓦窯における鬼瓦は、その大半がA区第2遺構面の瓦が充満する土坑群のひとつ（SK 104）から出土している。土坑群を構成するひとつであるSK 101からは、川原寺式軒瓦の組み合わせが出土しており、その他の土坑から出土する平、丸瓦も焼成が同じらしい（第9図－下）。報告書では、「これらの土坑の出土品には一括遺物としての資料価値が高い」とされており（名神高速1998、p.118）、これが正しければ鬼瓦も7世紀後半に位置付けられる。また、出土土器の様相から「7世紀後半の半ば」に終末を迎える工房遺構面（第3面）のピットからも当該鬼瓦が出土していることから、これを7世紀後半に位置付ける妥当性は高い。

iii 飛雲文鬼瓦

①飛雲文鬼瓦の編年

飛雲文鬼瓦は喜連東遺跡から出土している（第10図、宮本・佐藤1989）。当遺跡は長原遺跡や瓜破遺跡と分かちがたい関係性にあるため、これらを総称して長原地域と呼称する。ただし、鬼瓦の出土した喜連東遺跡は近世には摂津に属することから、本章で検討することにしたい。そこでは飛雲文鬼瓦に対応すると思しき近江系の飛雲文軒瓦（Ⅱ類）も出土している（佐藤1992・2018）。

長原地域の鬼瓦は破片であって全形をうかがえないものの、内区の中心に蓮弁が配置さ

れることや蓮弁の周囲を圈線が巡ること、内区と外区を区画する圈線が2重であることなどが近江の飛雲文鬼瓦すべてと共通している。また、拓本を反転復元することで横幅を計測してみると、その数値が近江・南滋賀廃寺の資料とほぼ一致する（第10図-下）。こうしたことからみて、長原地域の鬼瓦も軒瓦と同様、近江のものに系譜づけられると考えてよい⁶。したがって、喜連東遺跡における鬼瓦の年代を考えるには、近江の資料を参照しなければならない。以下、滋賀県報告と重複する部分もあるだろうが、近江の事例も含めて年代的検討をおこなう。

近江の飛雲文鬼瓦は、南滋賀廃寺とその瓦窯の榎木原瓦窯、国府およびその関連遺跡（惣山遺跡、青江遺跡）、そして安養寺遺跡から出土しており（北村2018）、上述のようにこれらは単位文様の共通性から同一系譜の文様であることは疑いない。これらのなかでまず注目すべきなのは、南滋賀廃寺出土品の文様面の下部に山岳が配置されている点である。このような山岳の表現は、盛唐の鏡背文様と共通するモチーフであり、山岳から雲文の立ち上がる表現が共通するものもある（山岳と雲気がセットのものを仙岳文と呼ぶ）。こうした文様を有する鏡は「海磯鏡」とも呼ばれ、『法隆寺伽藍縁起井流記資材帳』に登録されていることや正倉院宝物にも認められることから、この文様が奈良時代の日本に渡来していたことは疑いない。鏡背文様が大陸のものであることや、飛雲文のような文様が同時代の大陸の瓦当文様に認められないことをふまえると、飛雲文鬼瓦は鏡、ないしは仙岳文の施されたその他の文物を参考にして創出されたと考えてよいだろう。そして、それが首肯されるならば、山岳文が欠落している国府関連遺跡や安養寺遺跡の資料は、南滋賀廃寺と榎木原瓦窯のものより後出すると判断できる。この考えは、仙岳文の無い資料には蓮弁の周囲を取り巻く雲文や蓮弁の稜線も欠落していることによっても傍証される。

次に着目したいのは鬼瓦の平面形態である。上で文様的に最古型式であることを確認した南滋賀廃寺の資料の外形は、底部からしばらく直線的に伸びた後からカーブしはじめ、円頭アーチ状となる。これに対し、国府関連遺跡の資料は底部付近からすでに丸みを帯びはじめており、尖頭アーチのような形状を呈している。近江国府の飛雲文鬼瓦は複数種類確認されているが、いずれも同じ平面形態をとっている。飛雲文鬼瓦の製作の舞台が南滋賀廃寺から近江国府へ移ったことに伴う外形の変化とその定式化と捉えることができるだろう（第11図）。

以上をまとめると、近江では①山岳文の喪失、②平面外形の内傾化、③蓮弁囲饒雲文の喪失、④蓮弁の稜線の喪失および複弁化、という方向の変化を認められる。これを参考にして、喜連東遺跡の鬼瓦をみてみよう。まず指摘できるのは、山岳文と蓮弁囲饒雲文、蓮弁稜線の喪失である（①・③・④）。このことから、喜連東遺跡の鬼瓦は南滋賀廃寺よりも成立が遅れると考えてよい。一方、平面形態は直線的な立ち上がりを見せる古相を残しており、近江国府のような尖頭アーチ形を取らない（②）。これはすなわち、喜連東遺跡の資料が近江国府段階における平面形態定式化の生じる以前の型式だったことを示唆しており、

南滋賀廃寺と近江国府の中間形態に位置付けられる。

②飛雲文軒瓦編年の再検討

以上の検討をふまえると、属性の相対関係から南滋賀廃寺→喜連東遺跡→近江国府という順序で鬼瓦範が製作されたことになる。以下、この成果を同時期に製作されたと考えられる飛雲文軒瓦の編年観から検証しておく。ただし、先学による飛雲文軒瓦の編年観は議論があって定まっていないため、近江の飛雲文軒瓦の検討のなかで、紙幅の都合から近江と喜連東遺跡周辺（長原地域）との先後関係を論じたものに限って再検討しておく。

飛雲文軒瓦の地域的年代観の研究において、まず触れなければならないのは佐藤隆による分析だろう（佐藤 1992）。佐藤の分析を本論に関する点に限って簡潔に要すると、①南滋賀廃寺関連のもの（I類）と近江国府関連のもの（II類）は、製作技法が異なり、文様からみて前者が先行する。②長原地域の飛雲文軒瓦は、文様や製作技法からみて近江のI類とII類の中間に位置付けられる。③近江I類は梵釈寺の造営（786年）を契機に始まると考え、長原地域における飛雲文瓦を土器の様相などから長岡宮期に比定する。そして、近江II類の年代は承和11年（844）の紀年銘平瓦と結び付けさせる林博通の論考（林 1987）を援用し、同様の年代観を提示している。

佐藤の論考は、文様構成やその変化を巧みに捉えた極めて精緻な分析であり、南滋賀廃寺→長原→近江国府という相対年代はほぼ崩れないと考えられる。しかし、梶原義実が指摘しているように、近江国府の瓦生産年代が8世紀中ごろまで引き上げられてしまったため、その暦年代観は修正を求められている⁷（梶原 2008）。また、佐藤の年代は、消費地で廃棄された土器から導き出されており、耐用年数の長い瓦の製作時期の根拠とするには不適であるため、年代決定基準にも課題が残る。

梶原はこうした批判から一歩進んで、南滋賀廃寺よりも近江国府の方が先行するという考えを提示した。その根拠は、①南滋賀廃寺の軒丸瓦は接合式であるが、近江国府で最後出の飛雲文軒丸瓦およびそれに後出する瓦群も接合式であること、②文様的にも榎木原製品のほうが、やや硬化していること、③梵釈寺の創建（延暦5〔786〕年）に伴って開窯したとされる長尾瓦窯において、近江国府のA1型式軒丸瓦が窯体使用瓦として発見されていること、であり、以上から「8世紀第4四半期に、近江国府から榎木原等大津北郊地域に持ち込まれた瓦をモデルに、在地の工人により、飛雲文系瓦が一時期のみ製作されたという先後関係が妥当」とする（梶原 2008, p. 68）。

しかし、この考えは以下の点に問題があり成立しない。まず、近江国府の最後出の軒丸瓦は蓮華文が失われているのに対し、南滋賀廃寺の資料は蓮弁を有していることからみて、近江国府の接合式軒丸瓦から南滋賀廃寺の資料が直接派生したわけではないことが明白である。したがって、技術的な差異は単なる工人系統差に過ぎず、それを根拠にして先後関係を議論することは非妥当といえる。

次に、南滋賀廃寺の文様が「やや硬化している」ことも遅れる根拠としているが、主觀

的に過ぎるためこれも根拠たり得ない。佐藤が指摘しているように、近江国府の飛雲文軒平瓦は側縁にかかる雲文の端部が失われており、これをモデルにしていたとすれば同様に端部が存在しないはずであるが、実態としては南滋賀廃寺のものは端部が最後まで表現されている。そのため、南滋賀廃寺の文様が後出するという考えは型式学的に否定される。

さらに、長尾瓦窯では近江国府の資料だけでなく南滋賀廃寺の飛雲文軒瓦も窯構造材として使用されており（滋賀県 1981 図版二二二-3）、両者ともに長尾瓦窯の操業以前に製作されたと考えられるため、延暦5年（786）に大津に持ち込まれた近江国府の資料をモデルにして製作されたとも考えられない。むしろ、7世紀に近江朝との関係で造営された大寺院たる南滋賀廃寺の工房で新たな文様が唐鏡とのかかわりの基に創出され、それが近江国府造営にも流用されるに至って、徐々に（鬼瓦の場合は一気に）文様が簡略化されていったと捉えたほうが妥当であろう。

以上から、近江国府→南滋賀廃寺という順序は否定され、佐藤の想定する先後関係が支持される。さらに、筆者による鬼瓦の分析と変化の方向を同じくしていることも、その妥当性を相互に高めている。このように、長原地域の飛雲文瓦は軒瓦、鬼瓦ともに南滋賀廃寺と近江国府の中間に位置付けられることが型式学的に明白である。佐藤の考えは暦年代観こそ較正する必要があるものの、これは近江国府の造営年代（8世紀中ごろ）を素直に与えてやればよい。それに先立つ南滋賀廃寺では、7世紀末に属する檜隈寺式の補修瓦が存在するため、飛雲文瓦の採用がそれ以降のことと考えると8世紀前半に位置付けられる。長原地域の飛雲文鬼瓦はその中間、8世紀中ごろに比定しておきたいところであるが、長原の資料と近江国府の資料がそれぞれ南滋賀廃寺から相互に無関係に派生した可能性を否み切れない以上、近江国府を定点として長原の年代を決定することができない⁸。そのため、年代の下限は佐藤の指摘する廃棄遺構の年代に依るしかなく、長原の資料は幅をもって8世紀中～後葉としておきたい。

▼ 蓮華文鬼瓦

摂津地域で出土する蓮華文鬼瓦は太田廃寺と大坂城跡に限られる。

大坂城跡 大坂城の下層では、2点1種類が出土している（第12図）。鬼瓦が出土した地点は難波宮の北西方向に約1.4km離れた場所であり、飛鳥時代の星組・花組の素弁蓮華文も周辺から出土している。この素弁蓮華文の出土や蓮華文鬼瓦であることを根拠として、当該鬼瓦を7世紀の所産と位置付けるのが一般的である（大阪市2005など）。しかし、7世紀の蓮華文鬼瓦は、軒瓦の文様と共に用いるのが一般的であり、そうした前提に立つと、この鬼瓦と周辺で出土した飛鳥時代の軒瓦の意匠は全く共通しないため、これを7世紀に位置付けるのはやや無理があるようと思われる。鬼瓦と同じ調査区（S 87-100次）では平安時代の軒瓦しか出土していないため、むしろこちらの年代を与えたほうが良いかもしれない。

太田廃寺 太田廃寺では完形の蓮華文鬼瓦が採集されている（第13図－左）。簡素化された蓮華文が文様面一杯に施されており、鬼瓦下部には3か所の抉りが認められることから、隅棟に用いられたと推察される。同じく太田廃寺で採集された重弁蓮華文軒丸瓦に対応するとされており（茨木市史編纂委1969）、実際に蓮子の表現には共通性が認められるため首肯できる。この重弁蓮華文は蓮弁の形態が樅原廃寺の軒丸瓦に類似しており、それに近い年代が与えられるとすれば、7世紀後半に位置付けられるため（林・垣内2011）、鬼瓦も同様に7世紀としてよいだろう。

C 河内における鬼瓦

旧河内地域では、西琳寺、高岸廃寺、衣縫廃寺、拝志廃寺、新堂廃寺、河内国分寺、家原寺、葛井寺、由義寺、九頭神廃寺、百濟寺、埴生廃寺の12遺跡から、獣身文、鬼面文（平城宮IV式、南都七大寺式、在地系）と蓮華文の鬼瓦が出土している。

i 獣身文鬼瓦

獣身文鬼瓦は、平城宮造営で最初に用いられたI式に系譜づけられる（第14図）。平城宮I式の文様は蹲踞する獣を正面から写した図像であり、身体から立ち上がる渦巻き状の文様が特徴的である。注意しておきたいのは、こうした表現が中国文物の図像にもしばしば見られることである。例えば、三角縁神獸鏡にみられる神像や、漢代の画像石、瓦当文様にも見いだせ、類例を挙げれば枚挙にいとまがない（第15図）。この表現は「氣」と呼ばれており、「盛大に『氣』が出、また『氣』の昇る様を図像に画くことによって、それが只の人間でないことを表はす」役割を持たすことができた（林1989、p.8）。そしてもちろん、こうした表現はヒト形の文様だけでなく獣にも認められ、「これらの表現をもって、それの附けられた動物が『氣』を発散する神的なものであることを示した」と林巳奈夫は指摘する（林1989、p.10）。「氣」の図像的な意味がそうした神威の強調にあるとすれば、僻邪の役割を担った（山本1998）とされる獣身文鬼瓦の渦巻き状表現も「氣」として理解したほうが良いように思われる。従来、「巻き毛」として理解されてきたこの表現であるが、太もも付近からも盛大に巻き毛が立ち上るのは不自然であるし、口や体が写実的な表現となっているのに、脚毛だけ誇張して表現するとも考え難い。以上から、鬼瓦に表された獣に「氣」を表現することで神威を持たせ、僻邪の役割を強化したと理解しておきたい。

さて、河内では獣身文鬼瓦が西琳寺、高岸廃寺、衣縫廃寺、拝志廃寺、新堂廃寺から出土している。これらは范型や文様の相異から3種類に細分できるので、便宜的にKA種、KB種、KC種とし、種別ごとにその年代観などを概観していく。

KA種は、西琳寺だけで採集されており、平城宮I式A種と同范とされている（毛利光1980）。KA種はすべて戦前に採集された資料であって現物は散逸しているため、同范照合

はできないが、写真を見る限り同範という考えは追認できる。そして、広く知られている大脇正一採集資料のほかにも、現役の西琳寺が KA 種を保有していたようであり（近江 1964）、この資料が正しく西琳寺で採集されたと考えても不自然ではない。以上の前提のもとに、高精細な写真が残されている大脇正一資料をみてみると（第 14 図－左上、帝室博 1937）、都城の資料に存在する範傷が一切認められることに気付かされる。平城宮で出土する I 式 A 種は、範傷が 3 段階にわたって進行することが明らかにされており（中川 2016）、それは獸の左半身から立ち上る下から 2 番目の「氣」と外縁との間に生じる 1 段階、その範傷の下方に細い傷が生じた 2 段階、文様面を大きく横断する傷が生じる 3 段階、という進行を辿る。大脇正一資料は残存率が比較的高く、1～3 段階すべての範傷が生じうる。しかし、これらがすべて認められないため、大脇正一資料は中川の範傷分類 0 段階に該当すると考えてよい。中川によると、0 段階の資料は第一次大極殿院東面回廊東側の北半と東区の壬生門周辺から出土しており、これは平城宮内でも早い段階で建物が造営された地区に該当するという。この時期は平城の瓦編年（毛利光・花谷 1991）の I 期に相当し、大脇正一資料も同時期に製作されたと考えられる。問題となるのはこの資料が西琳寺に運ばれた時期であるが、平城では範傷が進行しても鬼瓦を生産し、供給し続けていた状況を鑑みると、古い段階で製作した鬼瓦をストックしていたとは考え難いので、おそらく西琳寺への供給年代も平城 I 期におさまると考えてよいだろう。

KB 種の文様は、平城宮と同範の KA 種と極めてよく似ている。しかし、目や「氣」の表現が異なることや、平城宮式鬼瓦に通有の舌を出す表現がなく下顎の歯を表現している点からみて、平城宮の画師や仏師が KB 種の創出に関与したとは考えられない。したがって、西琳寺に持ち込まれた KA 種をモデルにして、在地の工人によって創出されたのだろう。その年代は、模倣品であるため特定が難しいものの、鬼瓦という性質上 KA 種が長期間伝世したとは考え難いため、KA 種とそれほど隔たらない時期に創出されたと考えて大過ないと思われる。したがって、KB 種の創出も平城 I 期、遅くとも II 期におさまるだろう。KB 種は複数遺跡から出土しているが、いずれの資料にも釘穴が穿たれており、釘留め式によって固定されていた可能性がある。

KC 種は、手づくねで成形されたもので、KA 種か KB 種を模倣したものと考えられる。新堂廃寺の鬼瓦を分析した岩戸晶子によると、手づくね成形ではあるものの、文様や軒瓦との胎土の共通性から奈良時代の所産と考えられる（岩戸 2001b）。

以上が各種の概要であるが、その分布をみてみると、KA 種は西琳寺のみ、KC 種は新堂廃寺のみに限られるものの、KB 種は西琳寺、高岸廃寺、衣縫廃寺、拝志廃寺、と河内の諸寺院から出土している。これらの寺院から出土する奈良時代以降の軒瓦で、すべての寺院で同範関係を有するものが KB 種に対応する軒瓦だと考えられるが、これはいわゆる青谷式軒瓦のみである。このことから、山本や毛利光は KB 種に青谷式軒瓦が対応すると推察している（山本 1998、毛利光 1980）。しかし、西琳寺の青谷式とそれ以外の遺跡の資料

は生産地が異なっており青谷式軒瓦が広域に展開するのは竹原井頓宮や河内国分寺の瓦窯との関係とされている（古閑 2001）。その後、西琳寺の瓦窯へ範型が移動して西琳寺のための生産をおこなったとされているため、ひとくちに青谷式といつても同一原理で運ばれたものでないことに留意しなければならない。また、青谷式軒瓦は竹原井頓宮や河内国分寺の造営を契機として生産されたものであるが、そこでは KB 種が出土せず、七大寺式の鬼瓦が出土している。さらに、KB 種の分布の中心は西琳寺にあり、かつ西琳寺にもたらされた KA 種から派生したと考えられるため、KB 種は西琳寺から周辺寺院へと展開した蓋然性が高い。したがって、KB 種と青谷式をセットとみるとその移動順序に不整合をきたすことになり、このセット関係を想定するのは難しい。

青谷式と KB 種との関係性は想定しがたいが、かといって青谷式以外で共通する軒瓦は存在しない。こうした状況にあって、無理に対応する軒瓦を選別するのは不合理であり、恣意的になりかねない。西琳寺や衣縫廃寺（国府遺跡）はある程度発掘調査もなされているため資料的制約とも考え難いので、KB 種は軒瓦を伴わず、鬼瓦だけで動いていたと想定するのが穩当だろう。

ii 鬼面文鬼瓦

河内で出土する鬼面文鬼瓦は、平城宮Ⅳ式、南都七大寺式、金寺山廃寺式と在地系の4つに大別できる。摂津と同じく、在地系のものは基本的に1遺跡のみに限定され、複数遺跡から出土することはないため、遺跡ごとに立目して述べていく。

①平城宮Ⅳ式

葛井寺で左耳と渦巻き状の文様のみ残存する小片が1点出土している（第16図）。平城宮Ⅳ式に極めて酷似しているが同範ではないらしい（上田 1994）。上田は文様の精緻さから平城宮Ⅳ式の「発展型式」と理解し、その年代を平城Ⅲ～Ⅳ期に比定している。葛井寺から出土する軒瓦に大安寺式はあるものの、青谷式を除いて平城宮と類似するものはないため、西琳寺でみられた平城宮Ⅰ式鬼瓦と同様に軒瓦とセットではなく、鬼瓦の範ないし様だけもたらされた可能性がある。

②南都七大寺式

南都七大寺式は家原寺で採集され、由義寺と河内国分寺から出土している（第17図）。家原寺の資料は大安寺と同範で（山本 1969）、由義寺の資料は東大寺南大門と同範とされる（八尾市 2018）。なお、ここでも東大寺や大安寺と同範の軒瓦は出土しておらず、鬼瓦ないしその範だけが運ばれたらしい。

河内国分寺塔跡で出土した鬼瓦はⅣ式 A に系譜づけられるが独自の文様で、河内国分寺造営のために創出されたと考えられるため、その成立年代を奈良時代中期に置くことができる（大阪府 1970）。裏面に上下2か所の剥離痕が認められ、固定装置として南都七大寺Ⅳ式に一般的である縦位の環状把手を付けていたことが分かる（毛利光 1980）。この鬼瓦

に対応する軒瓦は胎土・焼成からみて青谷式と考えられるが、青谷式が河内国で広く出土するのに対して、鬼瓦に同範例はない。これは平城宮Ⅰ式の鬼瓦単独での広域展開と好対照をなしている。

③在地系

在地系のものは由義寺の金寺山廃寺式と、百済寺、新堂廃寺、九頭神廃寺から出土している。なお、由義寺の金寺山廃寺式についてはB章で詳述しているので、ここでは割愛する。

百済寺 百済寺からは在地系の鬼瓦が5種（A～E型式）出土している（枚方市2015）。これらはほとんどが小片であってその全貌を掴みがたいが、唯一A型式のみ全体を復元可能である。また、百済寺で出土した型式の判別可能な鬼瓦のうち、A型式は72.7%を占めているため、創建時の主体的な鬼瓦だったと判断できる。そこで、紙幅の都合からB～E型式は図面を提示するにとどめ、A型式に限って叙述する（第18図）。

A型式の文様は顔が全面に表現され、下顎を欠いているため一見すると南都七大寺式のようにも見える。しかし、つりあがった杏仁形の目や鼻孔を表現しない鼻などから在地系としておいた。年代は、絶対多数を占めているため寺院の創建年代と整合するだろうから、奈良時代後期と判断できる。なお、その他の型式（B～E型式）は出土量が少なく、創建時に補足的につくられたものなのか、補修時に作られたものなのか判断できない。そのため、幅を取って奈良～平安としておく。

新堂廃寺 新堂廃寺では平城宮Ⅰ式のほかに、古代に遡る在地系の鬼瓦が3型式出土しており（第19図）、岩戸によって検討されているため（岩戸2001b）、紙幅の都合から詳細はそちらを参照していただき、ここでは概略を述べるにとどめたい。Ⅱ型式は手づくね成形とされるが、範施文説も提示されており（富田林2008）、当否は不明である。釘留め式で固定する。Ⅲ型式は範施文であるものの稚拙な文様であり、Ⅱ型式同様「釘留め式」である。両者とも古代の軒瓦と胎土が共通することや、平安時代の軒瓦が新堂廃寺ではほとんど出土していないことから奈良時代の所産と考えられている。

また、Ⅲ型式の特徴として「①素文の外縁を持つ、②珠文帯を持たない、③鼻孔の表現がない、④幅に比べて全長が短い、⑤釘穴を固定装置として持つ、⑥半円形の抉りを持つ、といったことが挙げられ」、「平城宮式鬼瓦に顕著な特徴を備えている」らしい（岩戸2001b、pp.210～211）。

九頭神廃寺 九頭神廃寺からは鼻の部分の小片が1点のみ出土しており（枚方市2010）、これとは別に、反転復元によっておおよその形状の分かる資料が図録に掲載されて周知されている（枚方市1988、近つ飛鳥博2007）。鼻の形状が類似するため、出土資料と図録資料は同一型式と考えてもよいだろう（第20図）。三累環状を呈する鼻や、つぶらな瞳と突線で表された瞼の表現が特徴的で、形態の類似から見るとあるいは平城宮Ⅳ式に系譜づけられる可能性もある。範施文であり、奈良時代から平安時代の軒瓦も出土していることか

ら、ここでは鬼瓦にも同様の年代観を与えておく。

iii 蓮華文鬼瓦

河内地域では、蓮華文鬼瓦が1型式2種、西琳寺と埴生廃寺から出土している（第21図、大阪府1955、羽曳野市1999）。その文様は、蓮華を側視した意匠を中心に配置し、外縁に珠文帯を巡らせるものであるが、西琳寺と埴生廃寺とでは外縁にめぐる珠文の数が異なるため、両者は異範である。年代については、定点となる類例がないため位置づけが難しいが、秋篠寺に同様の外形を呈する唐草文の鬼瓦があり（帝博1937、図版一〇六-15）、これと近い年代が与えられるとすれば奈良時代末期となる。

D 和泉における鬼瓦

和泉での鬼瓦の出土は摂津や河内に比して少なく、秦廃寺、加治・神前・畠中遺跡、信太寺、松尾寺、岡田寺でしか認められない。このうち、全貌を復元できるのは秦廃寺の資料のみであり、その他は平安時代の小片に過ぎない。そのため、和泉の鬼瓦は文様ごとに立節せず、遺跡ごとに概説していく（第22図）。

秦廃寺 秦廃寺の資料は採集品であるが残存率が高く完形に近い（大阪府1978）。団栗眼や獅子鼻、外縁に沿った珠文を有することや、外縁に沿って珠文を巡らせる点、外形がアーチ形である点からみて七大寺式に系譜づけられるのは間違いない。額の線鋸歯文、顎鬚、耳の表現の欠落、一角形の眉といった特徴からIV式に系譜づけられるが、文様は全体としてかなり稚拙化している。範型によって施文され、右目と眉の間に範傷があることから木範であったことが分かる。裏面には七大寺式鬼瓦のIV式によく見られる縦位の環状把手が取り付け構造として認められる。文様の稚拙さから、年代を平安時代に位置付けたくもあるが、文様の精粗では相対年代しか決定できないため、奈良時代に属する可能性も捨てきれない。現状では奈良後期～平安時代の軒瓦が採集されていないため、それによって類推することもできず、年代の決め手に欠ける。そのため、製作年代は幅を持たせて奈良後期～平安時代としておきたい。

加治・神前・畠中遺跡 この遺跡では平成12年度の調査で10の瓦窯が検出されており、それに隣接する土坑から鬼瓦が2個体出土した（貝塚市2001）。ひとつは目の部分が残存しており、いまひとつは脚部のみが残存している。後者の裏面には縄叩き痕が認められ、通常の平瓦を加工して鬼瓦としているようである。出土土器の様相や軒瓦の年代から、平安時代後期に位置付けられる。

信太寺 信太寺の鬼瓦も脚部付近のみが残存しており、珠文帯と下顎の牙のような表現が認められる（和泉市1979）。七大寺式に類する可能性もある。奈良後期～平安の所産か。

松尾寺 小谷城郷土館が採集品を1点所蔵している（小谷城1997）。手づくねで製作され

ており、眉、目、鼻、頬、牙は立体的に表現し、歯は沈線によって表現している。鼻孔部分と眉間に両側に計4か所の円孔が穿たれており、牽引式によって固定されていたと考えられる。平安時代の所産であろう。

岡田寺 瓦質の小片が2点、大阪府教委に所蔵されている。目と外縁部分が残存しており、外縁の側辺は輻線文が、頂部付近には珠文が沈線で表されている。裏面にはハケ目が明瞭に残る。未報告資料である。

E 大阪府下における鬼瓦の受容と展開

最後に、大阪府下における鬼瓦の受容の様相を通時的に概観し、その展開や供給の特質について言及する。

大阪府下における鬼瓦の初源は、7世紀の摂津地域であった。摂津では7世紀以降、独自の文様や多様な鬼面文を創出し、継続的に鬼瓦を生産し続けていた。河内では8世紀前半までその受容が遅れるものの、平城との関係で受容されてからは、それを模倣した在地的な鬼瓦も生産されるなど、活発な鬼瓦生産が窺える。一方、和泉における鬼瓦の受容は他地域よりも遅れ、8世紀後半以降になってようやく生産の兆しが見え始める。それを反映してか、出土数そのものも低調である。

次に、受容と展開に関する特質を考えてみたい。大阪府の鬼瓦受容の特質として着目すべきなのは、7世紀に摂津で生産が始まった鬼瓦の中に当時流行していた蓮華文だけではなく、梶原瓦窯、細工谷遺跡の鬼面文鬼瓦も含まれていることである。というのも、通説では本邦における鬼面文鬼瓦の初源は8世紀の大宰府式鬼瓦だと考えられているからだ（山本1998など）。7世紀に遡る鬼面文鬼瓦が存在する可能性は毛利光によって提示されていて（毛利光1980）、梶原瓦窯の資料は出土状況や土器の様相からみて7世紀に遡ることがほぼ確実である。もちろん、摂津で認められた7世紀に遡り得る鬼瓦が8世紀以降に広がる鬼面文の震源地になるわけではないが、鬼面文鬼瓦の初源地のひとつとして摂津が挙げられることは一面の事実である。また、細工谷遺跡の鬼瓦が大宰府と同じく新羅の系列下に置かれることも含めて、鬼面文鬼瓦の受容と成立を考える際に重要な論点になるだろう。

次に着目したいのは、8世紀の河内において都城で用いられた鬼瓦をモデルとした資料が比較的広域に展開していくなかで、寺院への供給の際に軒瓦を伴っていなかった可能性が高いことである。平城宮I式KB種をはじめ、葛井寺や家原寺などの南都七大寺式鬼瓦も同様の搬入状況であり、こうした状況からみて、河内における鬼瓦の採用は、平瓦や丸瓦の葺かれている地の部分も含めた屋根の修繕に合わせておこなわれた消極的な採用ではなく、鬼瓦を取り付けるという目的のために工事が実施された積極的な採用だったと考えるべきだろう。また、このことは鬼瓦生産と軒瓦・丸平瓦生産との関係性が希薄だったこ

とも暗示しており、奈良時代の段階で鬼瓦工人が専業化し、軒瓦・丸平瓦の工人とは異なるネットワークを形成していたとする岩戸の指摘（岩戸 2001b）とも整合的である。加えて、7世紀に遡る梶原瓦窯の鬼面文鬼瓦は中央寺院の系列下にある川原寺式軒瓦とセット関係をなすこと、鬼瓦工人の専業化と関連して興味深い。この時期の中央の寺院に鬼面文鬼瓦は存在しないため、鬼瓦生産と軒瓦・丸平瓦生産の分離が早くも7世紀後半に発現していた可能性を暗示する。

また、平城宮 I 式のような「展開する鬼瓦」だけでなく、「展開しない鬼瓦」もその供給体制を考えるうえで重要である。「展開しない鬼瓦」のうち、ここでは難波宮と河内国分寺で出土した型式を取り上げたい。これらは言わば官営施設において独自に創出された鬼瓦型式（種）であるが、同様の文脈で創出された重圈文軒瓦や青谷式軒瓦は府下の寺院で広範に補修瓦として出土する。すなわち、鬼瓦は府下にまったく展開しない一方で、軒瓦は広域に展開するという正反対の様相を呈しているのである。難波宮や国分寺の造瓦所は、府下寺院での軒瓦出土様相からみて補修瓦センター的役割を担っていたと考えられるが、展開の様相の相反に鑑みると、その補修セットの中に鬼瓦が含まれていなかつたと考えなければならない。以上のような様相をふまえると、中央政府は鬼瓦をトップダウン的に普及させるという意図があまりなかったと、少なくとも大阪府下においては考えられないだろうか。広範な展開を見せた平城宮 I 式は、西琳寺において在地化したものであり、その展開に中央政府の関与は見出せない。すなわち、大阪府下における鬼瓦の展開は、あくまでも在地で発生した需要を在地の工人が満足させる様相だった可能性がある。寺院造営が活発に行われ、工人も多く存在したであろう大阪府下における特質と言えるのかもしれない。これは他府県報告と比較することで、より明確にしていくことができるだろう。

（大阪府教育庁）

註

- 1 鬼瓦の文様面に顔面が表現されたものを獸面と捉えるか鬼面と捉えるかは議論の分かれるところだろうが、ここでは鬼面文として表記する。
- 2 都城における鬼瓦の型式名は毛利光 1980 に依拠する。また、南都七大寺式の認定にあたっては、毛利光の指摘する「顔面のみを表し、団栗眼に獅子鼻で、大きく開いた口の下顎下端・下歯を欠く」、「外形はアーチ形で、外縁にそって珠文をめぐらす」という単位文様を具有した個体のみを対象とした。
- 3 梶口は「摂津系」として摂津職との有機的な関係性を指摘しているが、初源となる金寺山廃寺と摂津職との関係性を論証できない以上、その型式名を政治的背景に配慮して命名するのは適切ではない。
- 4 金寺山廃寺の工人そのものが動員された結果とも捉えられるが、由義寺から四天王寺に瓦が移っているため、金寺山廃寺から瓦の所有権は喪失したと考えるべきである。
- 5 なお、金寺山廃寺出土鬼瓦の色調をみると、外面が褐灰色、内面が灰白色を呈する。B・C セットの軒瓦はこれと色調を異にしており、同様の色調を呈する軒瓦は難波宮 6664 型式 B 種と同範のものに限られる。これを積極的に解釈すれば、8世紀中葉に位置付けることも可能であろう。
- 6 佐藤は長原地域で出土した鬼瓦の外形的特徴から、平城で出土した飛雲文鬼瓦との関連を示唆する（佐藤 2018）。しかし、文様の系譜関係からみて近江との関係で派生したことは疑いなく、平城宮資料との系譜関

- 係については支持できない。
- 7 佐藤はこの批判に対して、近江国府周辺の瓦を製作した工人と長原地域の工人は直接的に系譜がつながるわけではないとして、必ずしも近江国府と年代的に隔たらない時期である必要がないとしている（佐藤 2018）。
- 8 近江国府の型式が成立した後に、それとは無関係に南滋賀廃寺との直接的関係によって長原の資料が成立した可能性も考慮しなければならない。近江国府を定点として年代を決定するためには、南滋賀→長原→近江国府という直接的系譜関係を論証する必要があるものの、技術的、地理的懸隔によってそれは難しい。

参考文献 ※紙幅の都合から報告書等の巻末集成表と重複するものは省略した

- 網 伸也 1999 「四天王寺出土瓦の編年的考察」『堅田直先生古希記念論文集』堅田直先生古希記念論文集刊行会
- 井内 功 1969 「古代棟端飾瓦の固定方法」『井内古文化研究室報』2 井内古文化研究所
- 井内古文化研究室 1968 『鬼面紋瓦の研究』
- 稻垣晋也 1971 『古代の瓦』日本の美術 No.66 至文堂
- 岩戸晶子 2001a 「奈良時代の鬼面文鬼瓦 瓦葺技術からみた平城宮式鬼瓦・南都七大寺式鬼瓦の変遷」『史林』84-3
- 岩戸晶子 2001b 「道具瓦から見る新堂廃寺～鷗尾と鬼瓦を中心に～」『新堂廃寺』大阪府埋蔵文化財調査報告 2000-1 大阪府教育委員会
- 上田 瞳 1994 「出土軒瓦・鬼瓦」『石川流域遺跡群発掘調査報告 IX』藤井寺市文化財報告第 10 集
- 上原真人 1997 『瓦を読む』歴史発掘 11 講談社
- 近江昌司 1964 「獸身文鬼板通考」『大和文化研究』9-2, 9-6
- 梶原義実 2008 「横置型一本作り軒丸瓦の諸技法とその年代」『名古屋大学文学部研究論集』史学 54 名古屋大学文学部
- 北村圭弘 2018 「近江の飛雲文軒瓦 2」『古代瓦研究Ⅷ』 奈良文化財研究所
- 古閑正浩 2001 「畿内における青谷式軒瓦の生産と再利用」『考古学雑誌』86-4
- 佐藤 隆 1992 「飛雲文系軒瓦について」中山修一先生喜寿記念事業会『長岡京古文化論叢Ⅱ』 三星出版
- 佐藤 隆 2018 「河内の飛雲文系軒瓦」『古代瓦研究Ⅷ』 奈良文化財研究所
- 中川二美 2016 「鬼瓦の分布からみた平城宮の造営－第一次大極殿院の復原研究 20-」『奈良文化財研究所紀要』2016 奈良文化財研究所
- 林 博通 1987 「崇福寺問題」『論争・学説 日本の考古学』6
- 林 正憲・垣内拓郎 2011 「櫻原廃寺の出土瓦」『古代瓦研究V』 奈良文化財研究所
- 林巳奈夫 1989 「中國古代の遺物に表はされた「氣」の圖像的表現」『東方學報』61
- 藤田幸夫 2007 「難波宮の鬼瓦からわかること」『葦火』128号
- 毛利光俊彦 1980 「日本古代の鬼面文鬼瓦－八世紀を中心として－」『研究論集』VI 奈良文化財研究所
- 毛利光俊彦・花谷浩 1991 「布目押圧技法の展開」『平城宮発掘調査報告』13 奈良国立文化財研究所
- 八木久栄 2010 「後期難波宮の屋瓦をめぐって」積山洋『東アジアにおける難波宮と古代難波の国際的性格に関する総合研究』 大阪市文化財協会
- 山本 昭 1969 「家原寺跡出土鬼瓦」柏原市史編纂委員会編『柏原市史』第 1 卷 文化財篇
- 山本忠尚 1998 『鬼瓦』日本の美術 No.391 至文堂

図版出典

- 第1図：八木 2010、森の宮 1972 を基に作成。
- 第2図：八木 2010。
- 第3・4図：豊中市 2004、八尾市 2018、四天王寺 1986 を基に作成。
- 第5図：豊中市 2004 を基に作成。
- 第6図：大阪市 1979、井内 1968 を基に作成。
- 第7図：名神高速 1998 を基に作成。

第8図：鳥谷 1974。

第9図：四天王寺 1986。

第10図：宮本・佐藤 1989 を基に作成。

第11図：正倉院 1987、宮本・佐藤 1989、滋賀県 1975 を基に作成。

第12図：大阪市 2005。

第13図：茨木市 1969。

第14図：帝博 1937、羽曳野市 1999、大阪府 2001 を基に作成。

第15図：林 1989 に加筆。

第16図：上田 1994。

第17図：八尾市 2018、山本 1696、大阪府 1970 を基に作成。

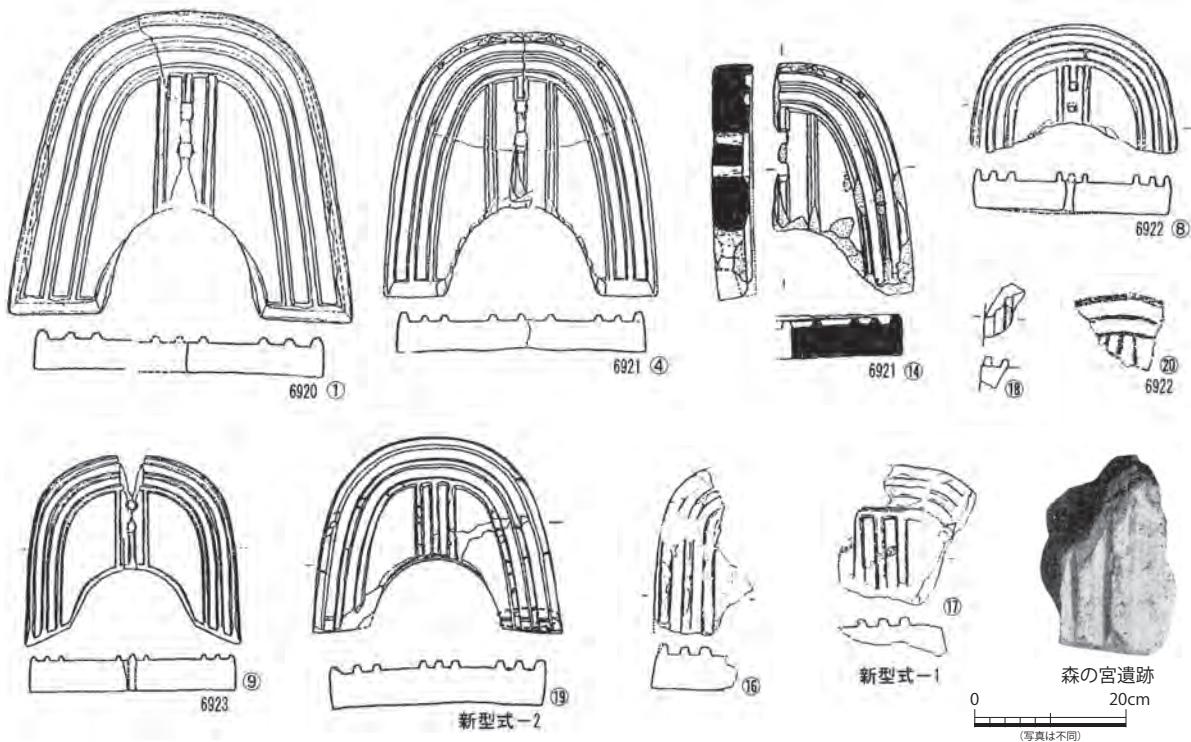
第18図：枚方市 2015。

第19図：大阪府 2001、富田林 2008、岩戸 2001b を基に作成。

第20図：枚方市 1988・2010、近つ飛鳥博 2007 を基に作成。

第21図：大阪府 1955、羽曳野市 1999 を基に作成。

第22図：大阪府 1978、和泉市 1979、貝塚市 2001、小谷城 1997 を基に作成。



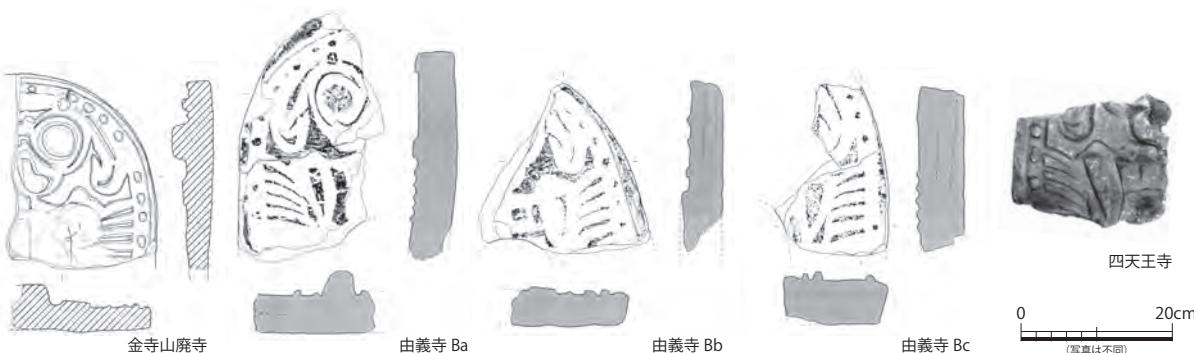
第1図 重圈文鬼瓦 (1:10 写真は不同)

番号	調査次数	型式	高さ	最大幅	最大厚	台上高	割形	高さ	打丸き	打丸き	釘穴	推定所用建物・他
1	NW07次	6920	39.4	(44.0)	5.4	(26.0)	(20.0)	(13.5)	無	無	2	大極殿(北西隅)
2	NW03次	6920			5.3							大極殿(北東隅)か、後殿(大権)か
3	NW33次	6921										残1 後殿(北東隅)
4	NW33次	6921	(34.4)	(36.0)	5.3	(23.0)	(20.0)	(10.7)	有	無		後殿(北西隅)
5	NW34次	6921			5.6		(16.0)	10.0	有	有		後殿か
6	NW35次	6921カ		5.4以上								大極殿院回廊か
7	NW23-34次	6922	(17.0)	(28.0)	6.4	12.1	(10以上)	(5.0)	有	有	2	軒廊北東隅
8	NW33次	6922	17.0	26.5	5.5	13.0	12.0	4.0	有	有	2	軒廊北西隅
9	NW15次	6923	24.6	(28.0)	4.6	(15.0)	(14.5)	7.0	無	無	2	大極殿院回廊(南西隅)
10	NW15次	6923	(21.5)	(26.0)	4.5	(15.0)		7.0	無		2	大極殿院回廊(南西隅)
11	NW15次	6923	(21.7)	(28.2)		(15.4)					2	大極殿院回廊(西回廊)
12	NW22次	不明										軒堂院西第一室か、西回廊か
13	不明	不明										『難波宮址の研究』第六、図面3-1(A)
14	NW02-5次	6921	30.5	(34.5)	5.3	21.5		8.5	有	有	2	軒堂院回廊南西隅か、軒東殿か
15	NW3次	6921カ			4.2							大極殿院東方出土
16	NW09-17次	新型式-1			5.5							軒堂院東方出土
17	NW09-17次	新型式-1										軒堂院東方出土
18	NW01-5次	不明										内裏西方官街出土
19	NW06-3次	新型式-2	25.2	32.5	5.5	(16.0)	(17.2)	(0.4)	無	無		新堂院西方墓地
20	NW30次	6922										大極殿院東方出土

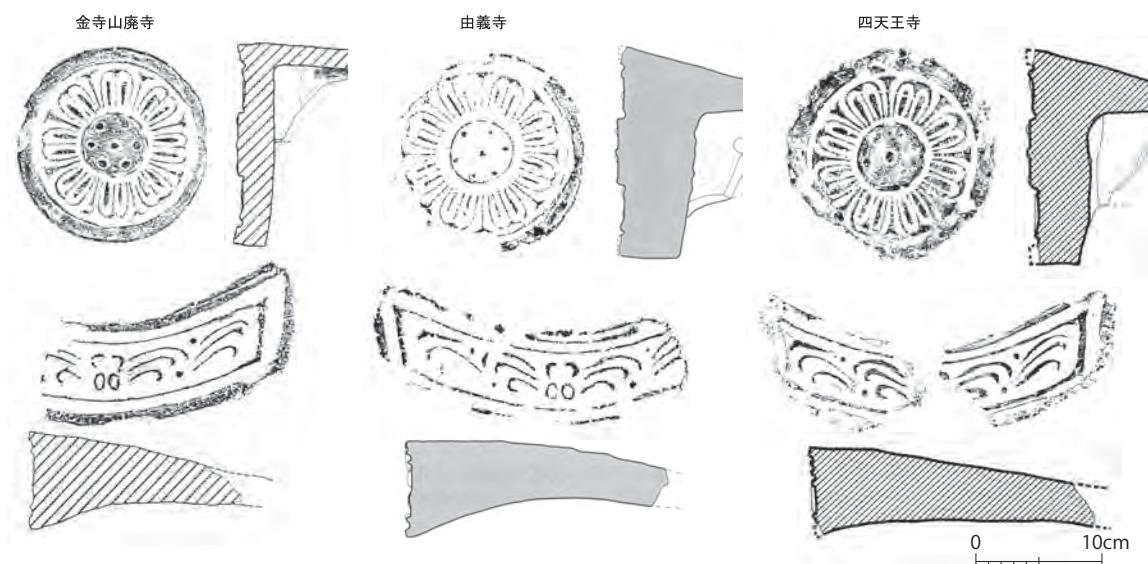
注)外番はアーチ番 単位:cm ①-⑩:数字は僅元番、文字は推定位置



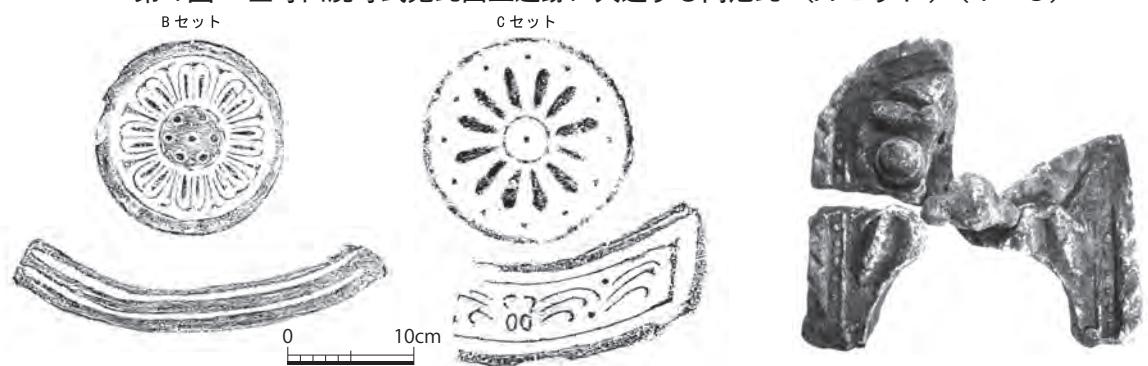
第2図 難波宮における鬼瓦出土地一覧 (1:8000)



第3図 金寺山廃寺式鬼瓦 (1:10 写真は不同)

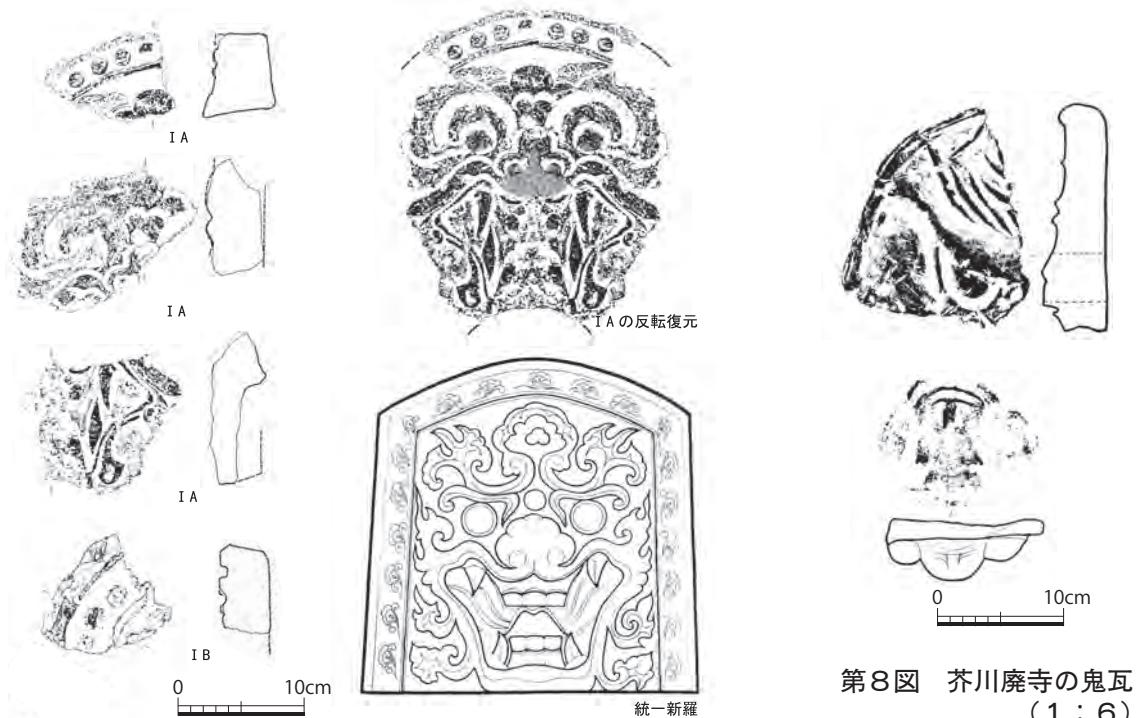


第4図 金寺山廃寺式鬼瓦出土遺跡に共通する同范瓦 (A セット) (1 : 6)



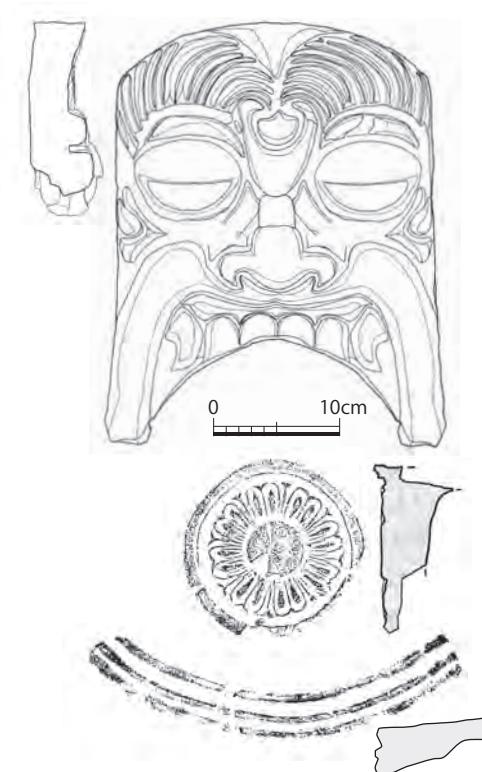
第5図 金寺山廃寺における本来のセット関係 (1 : 6)

第6図 四天王寺の
南都七大寺式鬼瓦

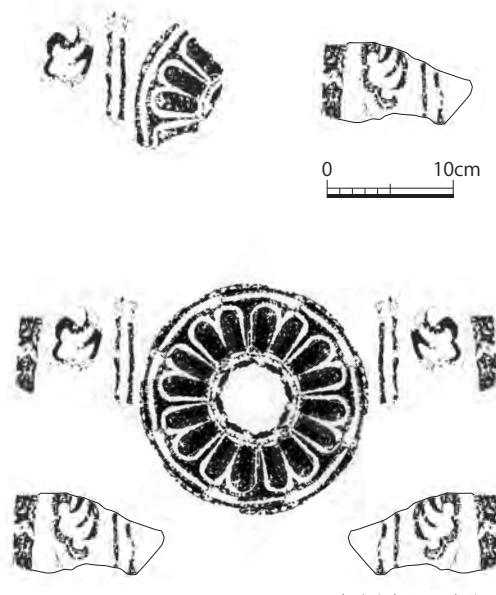


第7図 細工谷遺跡と統一新羅の鬼瓦 (1 : 6)

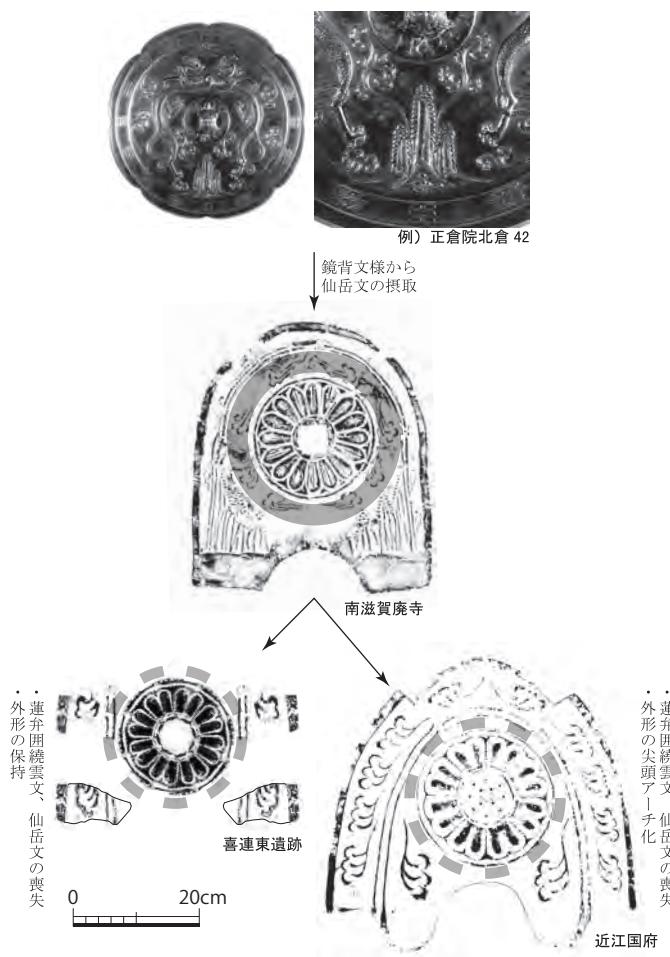
第8図 芥川廃寺の鬼瓦
(1 : 6)



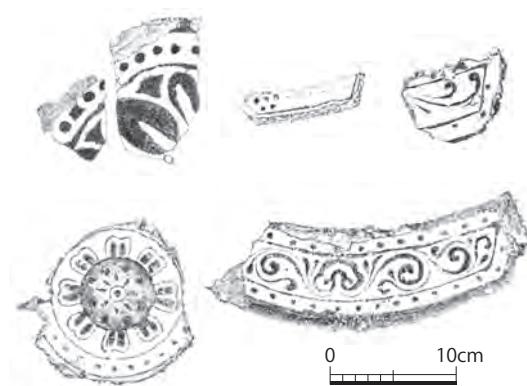
第9図 梶原瓦窯の鬼瓦と軒瓦 (1:6)



第10図 喜連東遺跡の飛雲文鬼瓦 (1:6)



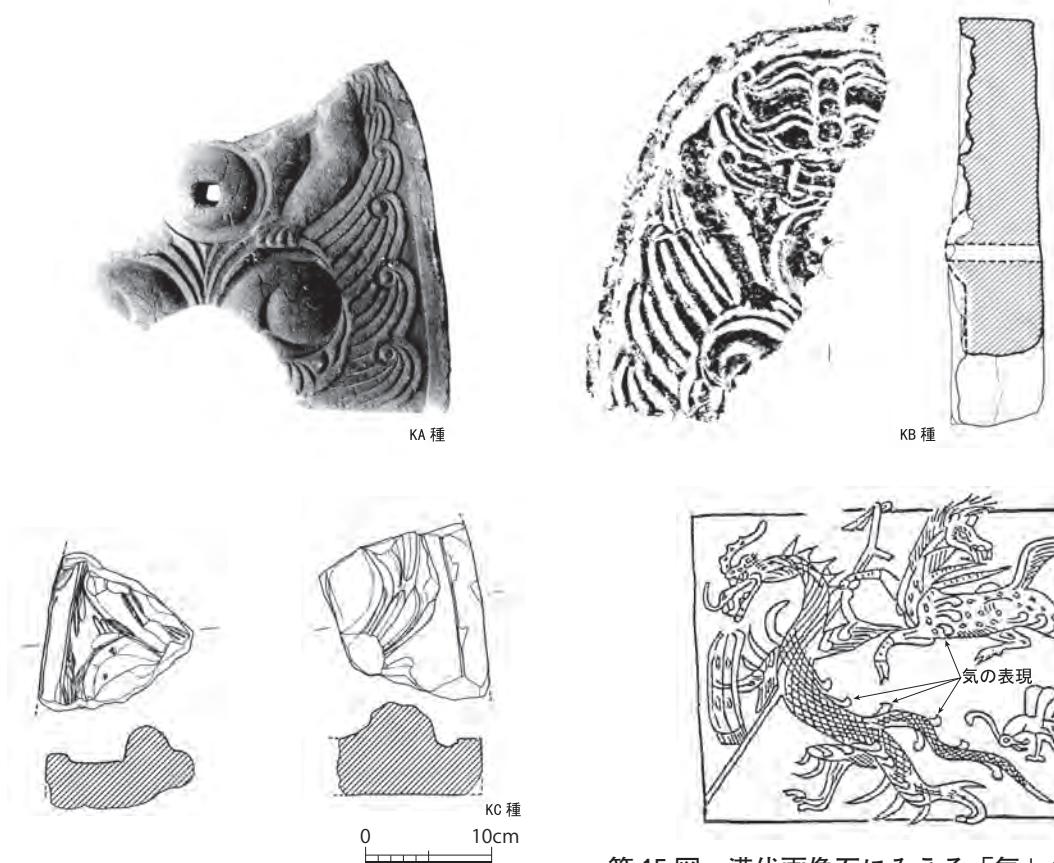
第11図 飛雲文鬼瓦の成立と変遷 (1:12)



第12図 大坂城 (OS87-100 次) 出土瓦 (1:6)

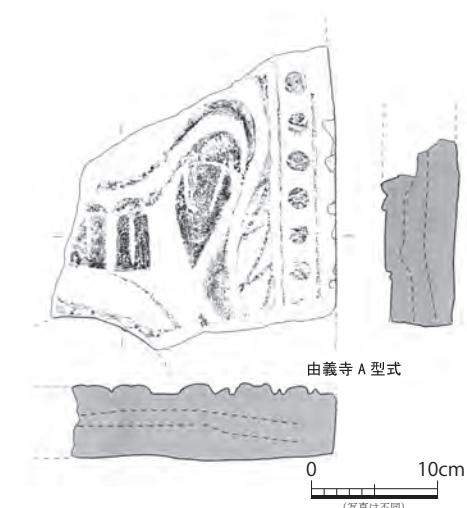


第13図 太田廃寺の鬼瓦 (1:6)



第14図 河内の平城宮I式鬼瓦（1：6）

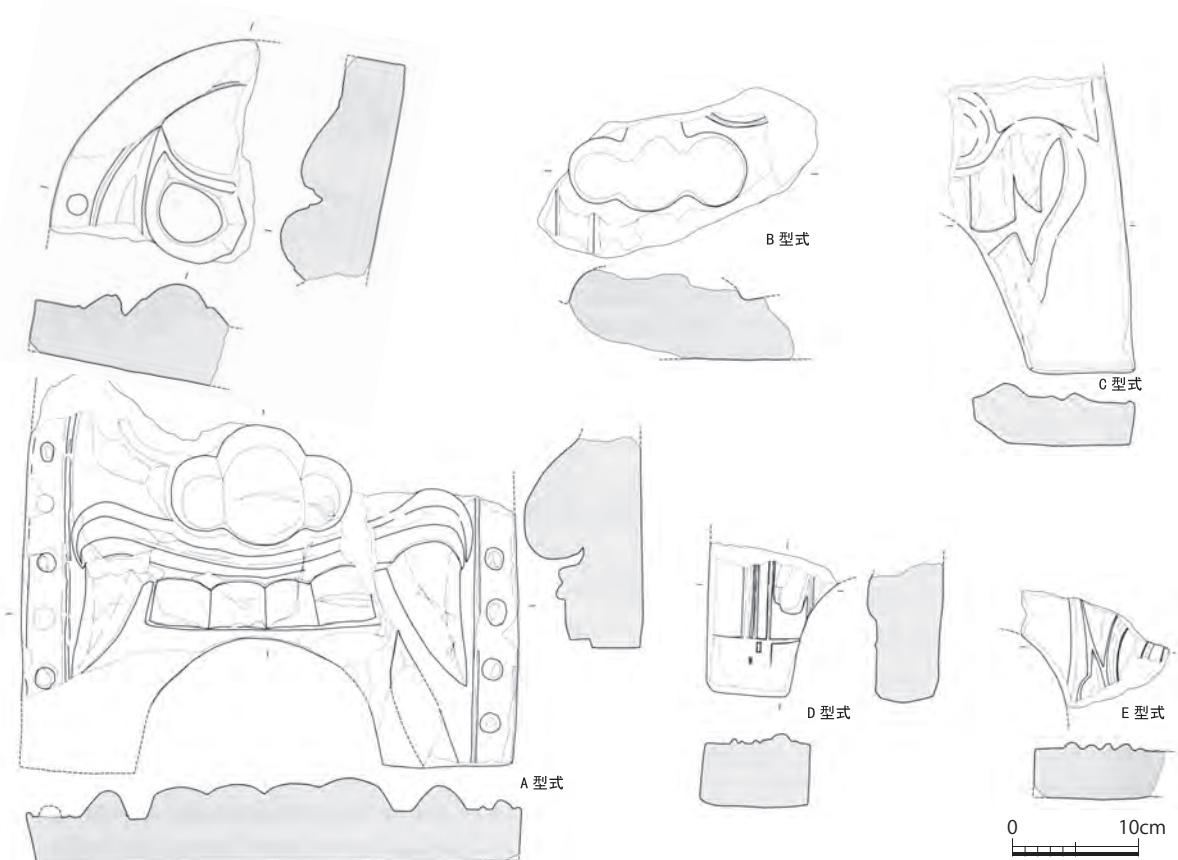
第15図 漢代画像石にみえる「氣」の表現



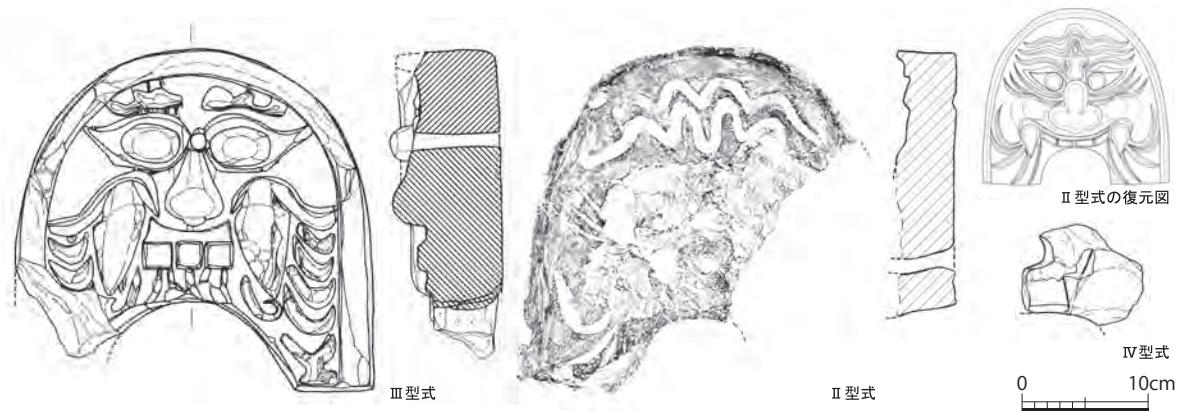
第16図 葛井寺の平城宮IV式鬼瓦（1：6）



第17図 河内の南都七大寺式鬼瓦（1：6 写真は不同）



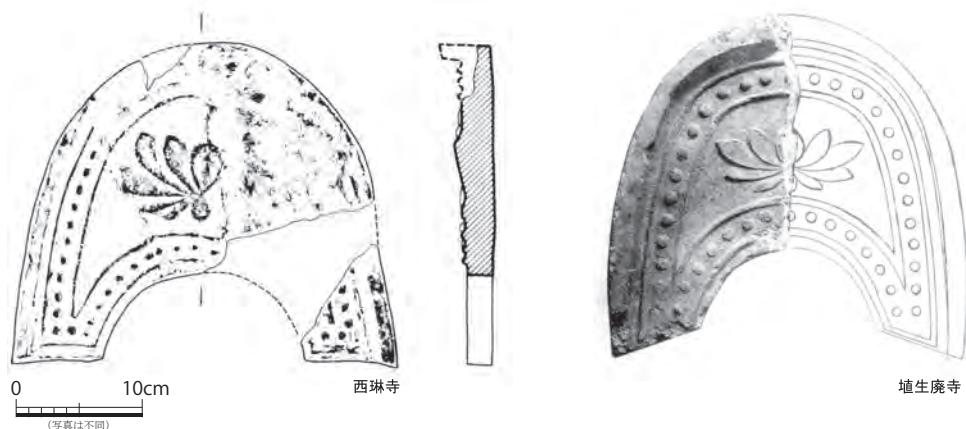
第18図 百濟寺の鬼瓦 (1:6)



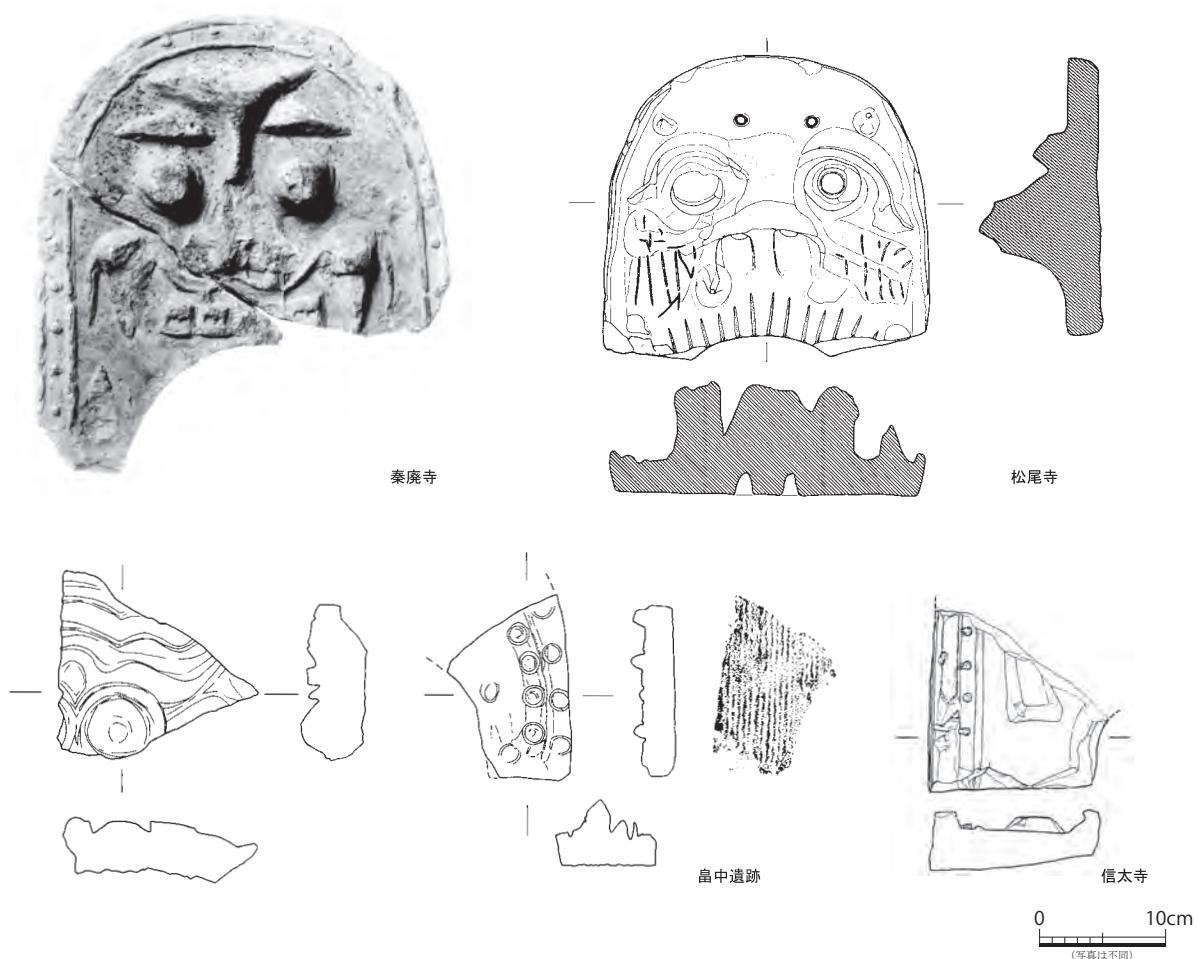
第19図 新堂廃寺の在地系鬼瓦 (1:6)



第20図 九頭神廃寺の在地系鬼瓦 (1:6)



第21図 河内の蓮華文鬼瓦 (1:6 写真は不同)



第22図 和泉の鬼瓦 (1:6 写真は不同)